

論 説

庶民金融の史的考察

——高知県の発展過程を中心に——

大 上 力

日本の金融制度は1872年（明治5年）以後、外国の銀行や信用組合の制度がとり入れられ近代化が進められた。それまでは無尽あるいは頼母子といった講が、農民から商人、武士階級まで広く利用されていた。

銀行や特殊銀行が整備されたあとも、一般の人々は銀行よりも質屋、無尽が多く利用された。資本主義の発達と共に会社組織による営業無尽が現われ、地主資本などが参入した規模の大きい会社も設立され、1913年（大正2年）には会社数は115社にもなった。しかしながら経営に失敗する例も多くなり、社会問題化するに至って1915年に無尽業法が制定された。

無尽は日本に古くからあった相互扶助的な金融方式で、頼母子も同じ意味に使われている。一定の口数を定めて加入者を集め、特定の期日ごとに各口について規定の出資（掛金）をさせ、加入者の抽選または入札、順番制等によって所定の金額を順次加入者に渡す金融方式である。家普請、嫁入り、災害復旧などのほか、生産手段の購入にも利用された。

(1) 宗教講、経済講と日本的金融習俗

無尽は仏教用語であり、仏教を背景に古代インドから大陸を經由して日本に伝えられたといわれている。鎌倉時代に質屋の金融を行なう「土倉」があり、質物をうけて貸与する利子つき資金を「無尽銭」といっている。蓄財した土倉経営者は土一揆の抗争対象にもなっている。頼母子も無尽と同義語に使われているが、相互扶助による無利息の融資で、庶民の非営利的な救済組

織として発生した日本的な金融習俗であり、戦国時代以降は無尽は関東、頼母子は関西でその金融機能を発揮した。

一般に講の起源は宗教的目的を達成するための宗教講であり、運営の経済的基盤の必要性から、無尽講のような経済講が普及した。

経済講は室町時代にその基本的構造がほぼ完成して近世無尽の母体となり、地域の条件により各種の講会が組織され、金銭または物品（主に米穀）を拠出して習俗をふまえた金融として底辺が拡大した。伊勢講などは参拝の費用が主であった。1725年（建治1）高野山領紀伊国において、寺領地の荘官達が農民から頼母子（憑支）講を介して銭をとることを禁じており、支配層や講元等による搾取も行われていたと考えられる。

戦国時代から徳川時代に入ると、生活も落ちつき、庶民の間に射幸的傾向や投機熱も盛んとなり、寺院主催の頼母子も、くじに当たっても懸銭の必要のない「取退無尽」「富突」といった富くじまがいのものが流行し、「取抜無尽」「懸捨無尽」と称し、従来の無尽と富くじの中間的なものが流行した。

幕府は享保年間（1716～1735年）には財政窮乏のため寺社に対する補助金を廃止したため、こうした富くじを公認し、「御免富」と称した。当り札に賞金を出し、大体三分の一が純利益となるように計画して社寺の修復に充てた。財政難の地方藩でも急速に普及し、札数20万枚の大型や不正など弊害も出たため1868年（明治1年）に禁止令が出されている。

しかし、1945年（昭和20年）7月に軍事費調達のため臨時資金調整法（1937公布）にもとづき「^{からふだ}勝札」として復活した。抽選を待たず敗戦となったため、通称「^{まけふだ}負札」といわれている。同年10月に宝くじの名称で発行、浮動購買力を吸収し復興費用に充てた。やがて政府くじが廃止され、地方自治体がブロックごとに発行し、1948年（昭和41年）の当せん金付証法にもとづき現在も高額の当せん金で購入者は増加を続けている。外国でも宝くじは盛んで世界の約100ヶ国が発行し、社会主義国の中国でも住宅が当たる宝くじが発売されている。政党の資金のため党が発売している国もあり、日本への導入案が話題となったほか、国際化の進展と共に高額の外国宝くじを購入する日本人があり問題をなげかけている。

(2) 高知県における庶民金融手段としての講

高知県においては、特定の社寺を信仰して参拝する伊勢講、金比羅講、石槌講などがある。参詣費用や講会員の共同飲食費などを拠出する宗教講は県下全域にあり、経済講も一農民から士族まで、金銭や物品（主に米）の講会記録は各地⁽¹⁾にあり、庶民金融として機能していたと考えられる。具体的な例をあげると、幕末勤皇の志士も運動の旅費に講を利用した例がある。1862年（文久2年）の正月、唐人町の夷屋藤兵衛方で講会を催し、講員は勤皇党の同志や縁者ばかりで、吉村寅太郎も加わっていた⁽²⁾。

芸西村岡本家文書には「衆儀講之牒」があり、地域の有力者と高知市の才谷屋（質屋と酒造、衣料販売等1666年頃創業、坂本竜馬の老家）ら主要な商人も加わっていて、高知市の商人が地域とも深い経済関係があったと思われる⁽³⁾。

檮原町の大正中期の講会の例では村内総数30座、講金 312,056円、未落札 28,014円で、好況時は山畑の購入、家畜、家屋の新築等に充てられている⁽⁴⁾。

普請講については、檮原町において20～25戸が講組となり、毎年各戸が茅と縄と労力を持ちより毎年1戸づつ葺かえる屋根講や、茅講などが1965年（昭和40年）代まで行われていた。

仁淀村泉集落の普請講は、20戸づつ2組があり、集落共有の茅場や個人の持山で約四百荷の茅により交替で葺かえ、大正初期からは瓦講となっており、独自のとりきめがある⁽⁵⁾。

その他県下市町村別に、それぞれの習俗による講が利用されていた。

高知県下の昭和4年末の頼母子講は、別表(1)のとおり講数3186組、契約高108,795千円、給付高31,175千円で、当時の高知の組合、銀行の貸付総額4282万円と比較してみると、頼母子講がいかに庶民階層に普及していたか理解できる。（表2～5）全国農家においても1912年末（大正元年末）8.4%でかなり利用している。（表5）

高知県下においても営業無尽を行なう会社ができ、大正末期までに4社が無尽業法による登録をしているが、何れも倒産等でなくなり1926年（大正15年）高知県は「講会取締規則」を制定し営業の規制を行なっている。1930年

表1 頼母子講調べ(高知県下)

	大正8年末	大正13年末	昭和4年末
講数	4,430	6,171	3,186
口数	—	232,494	144,588
契約高	46,798	102,025	108,795
給付済高	—	22,943	31,175

(資料)高知商工会議所「高知商工時報」(No.375、380)

表2 頼母子講給付金額調べ(高知県下)

金額別	大正13年末		昭和4年末	
	金額	%	金額	%
200円迄	2,597	42.1	877	27.5
500円々	2,899	47.0	1,359	42.7
1,000円々	449	7.3	558	17.5
5,000円々	198	3.2	368	11.5
1万円々	13	0.2	15	0.5
1万円超	15	0.2	9	0.3
計	6,171	100	3,186	100

(資料)高知商工会議所「高知商工時報」No.381

表3 頼母子講目的別調べ(高知県下)

目的別	大正13年		昭和4年	
	講数	契約高	講数	契約高
融通講	(46.3)	(30.0)	(32.4)	(21.8)
	2,855	30,571	1,034	23,708
救済講	(48.6)	(42.5)	(54.1)	(56.4)
	3,002	43,406	1,724	61,314
神仏講	(3.5)	(21.7)	(9.2)	(19.8)
	217	22,176	292	21,538
その他	(1.6)	(5.8)	(4.3)	(2.0)
	97	5,872	136	2,235
他	(100)	(100)	(100)	(100)
	6,171	102,025	3,186	108,795

(資料)高知商工会議所「高知商工時報」No.375

表4 郡市別講数調べ(高知県下)

郡市別	大正13年	昭和4年
高知市	118	409
安芸郡	633	344
香美郡	807	562
長岡郡	316	285
土佐郡	208	—
吾川郡	412	276
高岡郡	1,347	359
幡多郡	2,330	959

(注)大正13年は市町村長の調査したもの。
昭和4年は各警察署によって調査したもので、土佐郡は高知市に合算されていると思われる。(資料)高知商工会議所「高知商工時報」
No. 381

表5 全国農家負債額借入先

(大正元年末現在)

借入先	負債額	割合
勸業農工北海道拓殖銀行	76,602	10.3
その他の銀行	131,363	17.6
保険会社	639	0.1
産業組合報徳社等	21,822	2.9
貸金業者	151,146	20.3
商業業者	12,326	1.6
質屋	9,381	1.3
頼母子講及び類似のもの	62,910	8.4
私人	267,934	35.9
その他	11,910	1.6
合計	746,033	100

(資料)明治大正財政史第17巻

(昭和5年)に大地主層の出資により、高知無尽が設立されており1951年(昭和26年)に全国57の無尽会社が相互銀行に、市街地信用組合50社が信用金庫に転換、政府系の中小金融、住宅金融などの公庫も整備され、サラリーマン金融会社等も増加し、頼母子講的な相互金融は、日本経済の復興発展と共に、より機能的な金融形態へ移行する。

(3) 高度成長期後の庶民金融

所得の向上と住宅購入や耐久消費財の需要増に対し、金融緩和を背景に都市銀行から中小金融機関まで積極的に個人融資を拡大した。カードローンなど手軽な金融やサラリーマン金融会社、信販会社なども増え多様化した。庶民金融の中でも零細な金融を扱う質屋金融の利用者は減少傾向が続いている。地域の中で、伊勢講などは旅行ローンに、普請講は住宅ローンに、葬式講や婚礼講も相互扶助から、香典料や祝儀といった儀礼的なものになり、不足分は地域金融機関からの消費者ローンで補う形になりつつある。

従来の講よりもより機能的な庶民金融制度が整備され、講の役割は終わったともいえる。中国では古くから、僧祇粟、寺庫、長生庫、合会、といった大衆金融があり、朝鮮でも「契」または「契」がある⁽⁶⁾。発展途上国やアジアの中進国では現在も相互扶助の講に似た金融方式を利用している国もある。

高知県のような地域経済は、国際化と高齢化の進展する中で、人口の大都市集中が続き、過疎化が進み講の利用の減退と共に、講のもつ人間的結びつきや、コミュニケーションも希薄化し、構造的変容をとげつつあるといえる。

(以上)

註

- (1) 西澤弘順著「あきない風土記」文理学院1984年。162～165頁。
- (2) 瑞山会編「維新土佐勤皇史」
- (3) 芸西村発行「芸西村史」1980
- (4) 橋原村発行「橋原町史」1988、540～545頁。
- (5) 坂本正夫著「土佐泉川民俗誌」土佐民俗学会、1965、99～100頁。
- (6) 全国相互銀行協会編「相互銀行史」全国相互銀行協会発行、1971（13～14頁）